

現状と課題を踏まえた現行計画の総括

【「基本の柱」と主な取組】

1 DVを許さない社会づくり

【主な取組】

- ① 民間支援団体と連携した広報・啓蒙の実施
- ② DV防止をはじめとする人権研修の実施
- ③ 各種広報媒体を活用した意識啓蒙
- ④ 若年者を対象とした授業及び研修の実施
- ⑤ 県センターへの自立支援員の配置
 - ・被害者支援のための手引きの作成及び配布
 - ・保護命令が出された加害者に対する警告の実施

2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

【主な取組】

- ④ 配偶者暴力相談支援センター等、各種相談窓口の周知
- ① 関係機関の連携強化に向けた、ブロック別関係機関連絡会議、DV対策連携ネットワークの開催
- ① 関係機関との連携による迅速な安全確保と保護
- ⑤ 専門研修及びスーパーバイズの実施による、相談員の専門性の向上
 - ・外国語や手話通訳等の確保(養成研修の実施含む)による、相談窓口のバリアフリー化

3 DV被害者の一時保護体制の充実

【主な取組】

- ① 警察他、関係機関と連携した迅速な一時保護の実施
- ⑥ 民間施設や社会福祉施設等との連携による、避難場所の事前確保
- ・公費負担制度の充実
- ・カウンセリング等の実施による心の健康回復
- ・同伴見に対する保育や学習支援の実施

4 DV被害者の自立支援

【主な取組】

- ・県営住宅や県職員住宅の活用
- ・各種支援制度に関する情報収集と提供(生活保護、職業訓練、託児サービス等)
- ① 警察等と連携した、保護命令発令後の安全の確保
- ・兼護教諭、SC、SSW等による、被害者及び子どもへの地域及び学校でのケア
- ⑧ 民間シェルターへの活動費助成

5 地域における取組の推進

【主な取組】

- ① 市町村役場の関係部署間の連携強化の促進や、相談窓口職員のスキルアップに向けた研修や助言等の実施
- ① 市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ等会等の地域の団体との連携強化に向けた研修等の実施
- ① 要保護児童対策地域協議会の開催や育児支援の実施

【現状と課題】

- ① DV被害者の支援を進めていくうえで、1～5の全ての柱において、市町村、関係機関・民間支援団体等との更なる連携が求められる。
- ② 県民のDVの認知度は向上している一方、精神的暴力等に対する認識は低い傾向にある。
- ③ DVの未然防止を図るためには、若年層への予防教育(テートDV)や加害者への対応の充実が求められる。

- ④ 各種広報媒体等を活用した広報により、相談窓口の周知は図られているが、まだ十分認識されていない。
- ⑤ 相談対応等の充実を図るためには、相談員等の専門性の向上、DV被害者支援に携わる人材のスキルアップが必要。

- ⑥ DV被害者等の状況やニーズに合わせた保護を行うことの出来る場の確保に努めているが、中央部に偏っている。

- ⑦ 被害者の情報共有と情報保護の徹底が必要。

- ⑧ 民間シェルターへの活動支援など、DV被害者の居場所の確保が必要。

- ⑨ DV基本計画策定市町村数は増加しているものの、9市町にとどまっている。

5つの「基本の柱」に基づき、着実に取組を進めてきたが、なお、課題が残されている状況。

だから

現行計画の「基本の柱」を継続しつつ、取組の更なる強化・充実を進めていくことが必要。

だから

【総括】